

令和6年度第2回理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和6年9月17日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事 専務理事 佐保宏二
議事録の作成に係る職務を行った理事 専務理事 佐保宏二

議案1 公益財団法人大分県スポーツ協会表彰規程の改定について

別冊レジュメ1ページから5ページに赤字で記載の通り変更したい旨を理事全員に諮ったところ、全員一致をもって異議なく可決した。

令和6年9月3日、理事（佐保宏二）が理事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案し、当該提案について理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び定款第36条第3項並びに理事会規程第7条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条で準用する第96条及び同法施行規則第62条で準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、議事録作成理事が次に記名押印する。

令和6年9月17日

公益財団法人大分県スポーツ協会

議事録作成理事 佐 保 宏 二